

平成 21 年度海士町地域情報通信基盤整備推進事業 実施設計業務委託 プロポーザル実施要領

平成 21 年 11 月 20 日
海士町役場 総務課

1. 目的

本要領は、海士町（以下「委託者」という）が地域間情報格差の解消を目的として計画する光ファイバーケーブル及び送受信施設の整備を行うために必要な実施設計業務の事業者選定について定めたものである。

2. 事業の概要

- (1) FTTH による高速通信サービスと放送の再送信サービスを海士町の全ての世帯（事業所を含む）へ提供可能とする。基本的なデータは別紙 3 を参照のこと。
- (2) サービスは、別途選定した IRU 事業者が行う。
- (3) 平成 22 年度中にサービスを開始する。
- (4) 主な内容は次のとおりである。
 - ① 光ファイバーケーブルによる幹線網を敷設する（加入者系）。
 - ② 各戸への光ファイバーケーブルを引込する。
 - ③ センター施設へ送受信設備を設置する。
 - ④ 放送及び通信事業者との回線接続をする。
 - ⑤ アプリケーション提供に必要なサーバ設置とネットワーク設計及び家庭用端末類の選定調達

3. 業務の概要

- (1) 名称
「平成 21 年度海士町地域情報通信基盤整備推進事業実施設計業務」とする。
- (2) 内容
海士町地域情報通信基盤整備推進事業に係る実施設計業務
なお詳細は、別紙 4「平成 21 年度海士町地域情報通信基盤整備推進事業実施設計業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 業務場所
島根県海士町全域とする。
- (4) 業務委託期間
本業務の業務委託期間は、契約日より平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- (5) 予算額
19、950 千円（消費税込み、設計監理業務委託費を含む）

4. 提案参加資格

参加資格を有する者は、次にあげるすべての要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「地方自治令」という。）第 167 条

の4の規定に該当しない者であること。

②公告の日より現在において、本町での指名停止の措置を受けていない者であること。

5. 提案への参加申込及び辞退

提案書を提出する意志のある者は必要事項を記入の上、以下のものを持参または郵送にて提出すること

- ①参加申込書（様式別紙1）
- ②会社概要（様式任意）
- ③設計実績（様式任意）

いずれの場合でも下記の提出期限までに必着とする。なお、期限までに参加申込書の提出が無い場合は、参加をすることは出来ない。

提出期限 平成21年11月27日(金) 午後5時まで（必着）

提出先 海士町役場総務課（担当 柏谷）

住所 〒684-0403

島根県隠岐郡海士町大字海士 1490 番地

TEL 08514-2-0115 FAX 08514-2-0357

参加申込書を提出後に提案を辞退する場合は、平成21年12月4日（金）午後5時までに辞退届（別紙2）を提出すること。

6. 提案書及び見積書の提出

提案書及び見積書は期限までに持参または郵送にて提出すること。下記の提出期限までに必着とする。

提案書は5部、見積書は1部提出すること。

提出期限 平成21年12月4日（金）午後5時まで（必着）

提出部数 提案書 5部

見積書 1部

提出先 海士町役場総務課（担当 柏谷）

住所 〒684-0403

島根県隠岐郡海士町大字海士 1490 番地

TEL 08514-2-0115 FAX 08514-2-0357

7. 業者選定方法

- (1) 提案内容及び見積金額を総合的に勘案して決定するプロポーザル方式とする。
- (2) 提案書等による書類審査、及び提案書を基としたプレゼンテーション結果により選定を行う。プレゼンテーションは海士町役場本庁舎において行う。実施日程は追って通知する。
- (3) 提案内容には、次の内容を盛り込むこと。
 - ①推奨する方式とその理由
 - ②想定するセンター施設（中継施設含む）の設置個所とその理由
 - ③実施設計、施工、サービス開始時期等のスケジュール
 - ④推奨するアプリケーションとその理由（詳細は受託後に協議するが、提案として受け付ける）
 - ⑤その他提案したい事項

- (4) 選定結果は、平成 21 年 12 月 9 日（水）までに、書面にてそれぞれに通知する。
- (5) 次の項目に該当する者は失格とする。
 - ①委託者が 4 項の提案参加資格を満たしていないと判断した者
 - ②提案書等必要な書類を提出期限内に提出しない者
 - ③プレゼンテーションに欠席、または指定した時間に遅刻した者
- (6) 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日、及び休日を除く）以内に書面により説明を求めることができる。説明が求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日、及び休日を除く）以内に書面により回答するものとする。

8. 提案に関する質問

提案についての質問は下記の受付期限までにメールにて質問すること。質問の書式は自由とする。なお、質問とこれに対する回答内容については、質問者だけでなく全ての提案参加者にも提供する。

受付期限 平成 21 年 12 月 2 日（水）午後 5 時まで（必着）

質問先 海士町役場総務課（担当 柏谷）

メールアドレス kashiwadani-takeshi@town.ama.shimane.jp

9. その他

- (1) 今回の契約締結は、「実施設計業務」のみとするが、以後設計監理業務等の契約は受託者に特別の事情が生じない限りは、各業務の一体性を鑑みて、受託者と協議の上決定する予定である。ただし、本規定はこれらの契約を事前に保証するものではない。
- (2) 提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (3) 本業務の受託者及び受託者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者及び建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことが出来ない。
- (4) 提出された書類は、返却しないものとする。提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (5) 本提案の審査は調査・設計事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い、調整の後双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。